

## ★住宅取得資金の贈与の特例は年内で期限切れ ほか

日一日と秋の音が聞こえるようになりましたが、皆様如何お過ごしでしょうか？

今回は、年内で期限切れとなる特例、10月から変わる上場株式の配当課税についてご案内します。

(長掛 栄一)

## ☆現行の直系尊属からの住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税制度は平成23年中の贈与まで

直系尊属からの住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税制度については、現在平成23年中の贈与までしか法律では決まっています。

平成24年以降の贈与については、今後平成24年度税制改正法案策定時において検討されると予想されますが、これまでのような納税者にとって使い勝手の良い制度になるかはわかりません。

この制度を活用するには、

- ①平成23年中に住宅取得資金の贈与を実行
- ②平成24年3月15日までに、住宅を取得し居住の用に供すること
- ③平成24年2月1日～3月15日の間に贈与税申告を行うこと

が、条件となります。もし、現在マイホームをお探しの方でこの特例を受けたい場合には、上記の条件を満たす必要がありますので、ぜひ注意してください。



購入したマイホームは平成24年3月15日までに引渡を受け、かつ居住の用に供する必要あり

特例名称	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例 (参考)
贈与者	受贈者の直系尊属 (父母祖父母)	受贈者の親
受贈者	贈与者の直系卑属である20歳以上の者	贈与者の子である20歳以上の者
所得制限	受贈者の合計所得金額が2,000万円以下であること	特になし
特例内容	贈与額のうち H22 1,500万円、H23 1,000万円 までの部分について贈与税を課さない	相続時精算課税制度の特別控除 (2,500万円) まで、贈与時の税負担はなし (1,000万円の上乗せ部分を廃止)
備考	平成22、23年分の贈与に限定 他の特例と併用可 平成22年分は改正前の制度 (500万円まで非課税の制度) も選択可	贈与者の相続税申告時に贈与額を加算して、相続税額を計算する この制度を一度選択するとその親子間の贈与は全てこの制度を適用

## ☆上場株式等の配当所得の特例の改正は10月1日以後支払の配当から適用

上場株式等の配当金については、現在大口株主を除くと所得税7%、住民税3%が源泉徴収され、株式の譲渡損失との損益通算や、配当控除を受け税金の還付を受ける場合を除き、確定申告は不要となっています。平成23年度税制改正で、大口株主の要件が見直され、従来は保有割合が5%以上の株主を大口株主と定義していましたが、10月1日以後支払を受けるべき配当からは保有割合が3%以上の株主が大口株主と定義されます。

大口株主に該当する場合には総合課税で確定申告が必要となりますので、ご注意ください。